令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

＊厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

（厚生労働省7（Ⅲ－1－2））

施策目標名（政策体系上の位置付け）	最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること（施策目標Ⅲ-1-2） 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1：労働条件の確保・改善を図ること	担当 部局名	労働基準局賃金課	作成責任者名	賃金課長　野澤　めぐみ
施策の概要	○　経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされている。 ○　生産性向上に資する設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している （業務改善助成金）。				
施策を取り巻く現状	○　最低賃金については、令和7年度、過去最高となる全国加重平均66円の引上げを行ったところである。また、地域間格差については、令和7年度は最高額（東京：1,226円）に対する最低額（高知県、宮崎県、沖縄県：1,023円）の比率は83.4%と11年連続改善している。（直近5年の最高額に対する最低額の比率の推移は、令和3年度：78.8%、令和4年度：79.6%、令和5年度：80.2%、令和6年度：81.8%、令和7年度：83.4%） 　また、全国加重平均の直近5年の推移においても、令和3年度：930円（＋28円）、令和4年度：961円（＋31円）、令和5年度：1,004円（＋43円）、令和6年度：1,055円（＋51円）、令和7年度：1,121円（＋66円）と引き上げられており、昨年度は5.1%の引上げ率であったところ、今年度は6.3%の引上げ率となった。 ○　業務改善助成金については、令和7年9月5日に、対象事業場を拡大するなどを実施した。なお、令和6年度の申請件数は、21,783件と過去最高となっている。（直近5年の業務改善助成金の申請件数については、令和2年度：805件、令和3年度：5,047件、令和4年度：7,264件、令和5年度：19,764件、令和6年度：21,783件）				
施策実現のための課題	1	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」において、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされ、政府の重要政策となっている。 　また、同実行計画においては、「「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」とされており、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた生産性向上等の支援が強く求められている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移] （直近5年） 令和3年度：930円（＋28円）、令和4年度：961円（＋31円）、令和5年度：1,004円（＋43円）、令和6年度：1,055円（＋51円）、令和7年度：1,121円（＋66円） このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 （課題1）	中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。	最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。

達成目標1について

	測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に〇を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	業務改善助成金の支給決定件数 （アウトプット）	343件	平成27年度	8,715件	令和7年度	900件	900件	1,000件	6,834件	8,715件	業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。	目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和7年度当初予算額（前年度繰越額含む）も踏まえ設定した。
						3,859件	5,672件	13,603件	18,601件			
2	卸売業,小売業の業務改善助成金の支給決定件数 （アウトプット）	90件	平成27年度	2,867件	令和7年度	306件	329件	345件	2,385件	2,867件	・　上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数（推計）の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。	・　業務改善助成金の要件（地域別最低賃金から50円以内の事業場）に合う産業別の事業場割合のデータがないことから 、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることを踏まえ、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。 ・　データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。（平成30年度以前及び令和5年度は事業場規模による制限なし） ・　なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。 ・　最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和7年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和6年度データを用いた。
						666件	815件	2,172件	2,915件			
	宿泊業,飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数 （アウトプット）	49件	平成27年度	1,516件	令和7年度	172件	162件	161件	1,182件	1,516件		
						840件	1,302件	2,852件	4,012件			
	サービス業（他に分類されないもの）の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	4件	平成27年度	584件	令和7年度	59件	59件	74件	492件	584件		
						147件	209件	569件	806件			
	製造業の業務改善助成金の支給決定件数 （アウトプット）	54件	平成27年度	1,368件	令和7年度	155件	146件	148件	977件	1,368件		
						742件	1,026件	2,196件	2,640件			
	医療,福祉の業務改善助成金の支給決定件数 （アウトプット）	44件	平成27年度	619件	令和7年度	60件	48件	67件	451件	619件		
						491件	678件	2,057件	2,925件			
	生活関連サービス業,娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	25件	平成27年度	540件	令和7年度	53件	50件	59件	376件	540件		
						572件	975件	1,683件	2,193件			
3	業務改善助成金により賃金引上げが行われた労働者数 （アウトカム）	39,607人	令和4年度	64,534人	令和7年度	－	－	6,980人	47,838人	64,534人	業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数が増加することで、社会全体の賃金の底上げにつながるものであることから、指標として選定した。	目標値は、令和6年度の1件当たりの賃金引上げ人数（137,739人÷18,601件＝約7.4049人）に令和7年度の業務改善助成金の目標支給件数8,715件を乗じ、64,534人とした。
						－	39,607人	90,396人	137,739人			

(参考指標)			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
4	最低賃金特設サイト（最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ）閲覧数		11万PV	16.5万PV	41万PV	7.8PV		令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ（※）を新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。 ※（URL）https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chusyo/index.html	
5	最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率（推計）	産業計	100%	100%	100%	100%		最低賃金引上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となりうる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。	出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（調査票情報を労働基準局にて独自集計）並びに総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」及び「令和3年経済センサス－活動調査」をもとに推計 （注） 1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。 2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。 3. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。（雇用者数は、令和2年度～令和3年度は「平成28年経済センサス－活動調査」、令和4年度～令和6年度は「令和3年経済センサス－活動調査」による。） 4. 企業規模100人未満で集計。 5. 使用できるデータの制約から、令和2年度は令和元年調査の影響率を用いている。その他の年度は当該年調査の影響率を使用している。
		卸売業、小売業	36.5%	34.5%	34.9%	32.9%			
		宿泊業、飲食サービス業	18.0%	16.1%	17.3%	17.4%			
		サービス業（他に分類されないもの）	6.6%	7.4%	7.2%	6.7%			
		製造業	16.2%	14.8%	14.3%	15.7%			
		医療、福祉	5.3%	6.7%	6.6%	7.1%			
		生活関連サービス業、娯楽業	5.5%	5.9%	5.5%	6.2%			
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第１二十分位数（下位５%）		901円	917円	953円	995円		低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げることを支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると考えられるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査　特別集計」	
7	業務改善助成金の支給金額		28.9億円	45.8億円	151.6億円	233.5億円		支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。	

達成手段1（開始年度）		令和5年度 予算額 / 執行額	令和6年度 予算額 / 執行額	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
(1)	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 （平成23年度）	※ / ※	※ / ※	※	1	※	002400

	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
施策の予算額（千円）	10,750,070	11,008,495	15,378,342	政策評価実施予定時期	令和4年度
施策の執行額（千円）	15,805,786	24,200,952			

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
施策に関係する内閣の重要施策 （施政方針演説等のうち主なもの）	○政労使の意見交換（石破内閣総理大臣発言）	令和7年5月22日	（前略）最低賃金につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しをし、2020年代に全国平均1，500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施をいたします。 政府として、地方の中小・小規模事業者の皆様方にとって重要である官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、業種別の『省力化投資促進プラン』とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M＆A（買収と合併）に関する御不安、障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行いたします。 EU（欧州連合）指令におきましては、賃金の中央値の60パーセントや平均値の50パーセントが最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されております。最低賃金の引上げにつきましては、我が国と欧州とでは制度の一部に異なる点があることにも留意をしつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていることも踏まえ、中央最低賃金審議会において御議論をいただきます。 その上で、各都道府県において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われる場合への特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援、交付金等を活用した都道府県による地域の実情に応じた賃上げ支援の十分な後押しにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応していただく中小企業・小規模事業者を大胆に後押しをいたしてまいります。 地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、御議論をいただきます。 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ってまいります。
	○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ○経済財政運営と改革の基本方針2025	令和7年6月13日	Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進 5．最低賃金の引上げ 最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。 政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。 地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

（※）「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（https://rssystem.go.jp/top）の行政事業レビューシートを参照。